

## アスベストの事前調査・報告・届出に関する早見表

この表は大気汚染防止法、環境の保全と創造に関する条例に関する規制の概要のみを示したものであるため、実際のケースに合わせてマニュアル（建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル）や他法令を確認しながら進めてください。特に、石綿がある場合、作業に関する届出は不要でも作業基準は適用されるためご注意ください。

内容	アスベスト の分類	建築物の解体・改修				工作物の解体・改修		その他の工作物	
		解体			改修	特定工作物			
		延べ床面積 80m <sup>2</sup> 未満	延べ床面積 80m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未 満	延べ床面積 1000m <sup>2</sup> 以上		反応炉、加熱炉、ボイラー及 び圧力容器、焼却設備、発 電・配電・変電・送電設備、 配管設備、貯蔵設備	煙突、トンネルの天井板、プラットホーム の上部、遮音壁、軽量盛土保護 パネル、鉄道の駅の地下式構造部 分の壁及び天井板、観光用リフ ターの昇降路の囲い		
事前調査		要	要	要	要	要	要	要	
調査者の資格	アスベスト の有無に関 係なし	建築物石綿含有 建材調査者 (戸建て(戸建て等 住宅のみ)、一般、 特定)	建築物石綿含有 建材調査者 (戸建て(戸建て等 住宅のみ)、一般、 特定)	建築物石綿含有 建材調査者 (戸建て(戸建て等 住宅のみ)、一般、 特定)	建築物石綿含有 建材調査者 (戸建て(戸建て等 住宅のみ)、一般、 特定)	工作物石綿 事前調査者	・建築物石綿含有 建材調査者 (一般、特定) ・工作物石綿 事前調査者	・建築物石綿含有 建材調査者 (一般、特定) ・工作物石綿 事前調査者	
分析者の資格		要	要	要	要	要	要	要	
発注者への書面説明		要	要	要	要	要	要	要	
調査記録の保存		3年間	3年間	3年間	3年間	3年間	3年間	3年間	
工事現場での調査結果の掲 示		要	要	要	要	要	要	要	
工事現場への事前調査結果 の備え付け		要	要	要	要	要	要	要	
市・労基署への調査結果の 電子報告		不要	要	要	要 <sup>※1</sup>	要 <sup>※1</sup>	要 <sup>※1</sup>	不要	
市への作業に関する届出	レベル1、2	特定粉じん排出等 作業実施届出書 <sup>※2</sup>	特定粉じん排出等 作業実施届出書 <sup>※2</sup>	特定粉じん排出等 作業実施届出書 <sup>※2</sup>	特定粉じん排出等 作業実施届出書 <sup>※2</sup>	特定粉じん排出等 作業実施届出書 <sup>※2</sup>	特定粉じん排出等 作業実施届出書 <sup>※2</sup>	特定粉じん排出等 作業実施届出書 <sup>※2</sup>	
	レベル3	なし	特定工作物解体等 工事実施届	特定工作物解体等 工事実施届	なし	なし	なし	なし	
	石綿なし	なし	なし	特定工作物解体等 工事実施届	なし	なし	なし	なし	

※1 請負金額100万円以上の場合

※2 石綿部に直接触れない場合は特定工作物解体等工事実施届